

松福障第555号
松こ福第241号
令和6年7月3日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市障がい福祉課長
松本市こども福祉課長

令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について(通知)

標記について、令和5年度に「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定された事業所は「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和5年度分)」(令和5年3月10日付け障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、下記のとおり実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書確認票(別紙様式1-2)
- (2) 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(別紙様式3-1)
- (3) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書
福祉・介護職員ベースアップ等支援加算実績報告書(施設・事業所別個表)
(別紙様式3-2)
- (4) 職員分類の変更特例に係る実績報告(別紙様式3-3)
※該当職員がいた場合に提出が必要です。

2 提出期限等

- (1) 提出期限
令和6年7月31日(水)(消印有効)
- (2) 提出部数
1部(郵送又は窓口持参のみ受付)
※ 封筒に「令和5年度処遇改善実績報告書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

下記の各担当課へ提出してください。

※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ（1部ずつ）提出してください。

3 各種通知・様式について

松本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/143664.html>

4 留意事項

- (1) 当該加算の実績報告については、報告書の内容について事業所の責任において証明することとされており、2年間保存することが義務付けられています。
- (2) 実績報告書の様式は、市ホームページに掲載している最新の様式で作成してください。
- (2) 様式内の計算式が入力されたセルについて、計算式を壊して入力しないでください。
- (3) 処遇改善加算額は、国民健康保険団体連合会から毎月送付される明細票「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」で確認してください。
- (4) 処遇改善加算額は全額賃金改善額に充当する必要があります。賃金改善額が加算算定額を下回る場合は、一時金等により追加で賃金改善を行ってください。
- (5) 松本市以外に所在地のある事業所につきましては、各指定権者（長野県、長野市等）へ提出してください。

【問い合わせ及び送付先（者）】

松本市健康福祉部障がい福祉課

（課長）西村 恵美

（担当）栗田 佳樹、柳沢 菜歩

住所：〒390-8620

松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3000（内線2548）

FAX：0263-36-9119

mail：s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

【問い合わせ及び送付先（児）】

松本市こども部こども福祉課

（課長）三代澤 昌秀

（担当）仲林 啓

住所：〒390-8620

松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3000（内線2228）

FAX：0263-36-9119

mail：kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp